

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 対象事業の追加

環境影響評価法の対象事業に、太陽電池発電所の設置の工事の事業及び発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業のうち、出力が四万キロワット以上のものを第一種事業として、三万キロワット以上四万キロワット未満のものを第二種事業として追加すること。

(別表第一関係)

第二 対象事業の追加に伴う軽微な修正の整備

太陽電池発電所の設置の工事の事業等における軽微な修正等は、発電所の出力については十パーセント以上増加しないこと、修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこととする。

(別表第二関係)

第三 対象事業の追加に伴う軽微な変更の整備

太陽電池発電所の設置の工事の事業等における軽微な変更等は、発電所の出力については十パーセント

以上増加しないこと、変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこととする事。

(別表第三関係)

第四 施行期日

この政令の施行期日について定める事。

(附則関係)